

シリーズ 市町村合併3

シリーズ第3回目からは、質問内容によっては近隣市町村の数字を交えて、具体的な内容として掲載します。

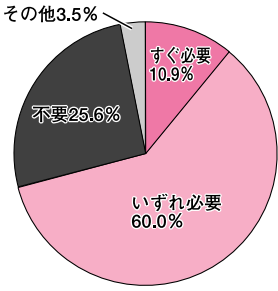
Q アンケート調査の結果をどのように評価しますか？

A アンケートの回収率が10・67%であったのはまだ関心が薄く少ないように思いますが、回収数は1,090件であり統計的にはしっかりとした意味のある数字であると考えています。

内容について注目しているのは次の3点です。

1 合併が「すぐ必要」10・9%、「いずれ必要」60・0%で、「両者合わせると70・9%となり、合併の必要性を感じている方が7割を占めています。

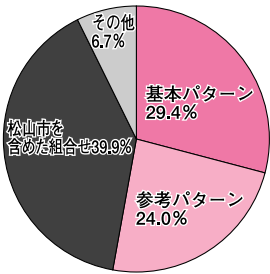
一方、合併が「不要」とした方が25・6%で4分の1を占めています。



2 一番望ましいと思う合併の組合せは

○県が示した「基本パターン」29・4%
 ○県が示した「参考パターン」24・0%
 ○「その他」46・6%となっています。

「その他」の組合せのうち、54・2%は「松前町・松山市」の組合せを記入しています。また、何らかの形で「松山市を含めた組合せ」を記入した割合は、全体の39・9%となり、県の示した基本パターン、参考パターンを上回っています。



3 合併に関する意見が多かったのが、「具体的なメリット・デメリットを提示してほしい。」という意見でした。

このアンケート結果を踏まえ、まずは、今以上に町民の皆さんに情報提供しなければならぬと思います。そのため各課の職員を構成員とする市町村合併検討会を新たに設置し、さらに一歩踏み込んだ具体的な資料を作成していきます。広報まさき、ホームページで順次お知らせするとともに、「Q&A21」のような冊子にして皆さんにお配りしたいと考えています。



Q 目標の平成16年度までに合併できなければ、その後はどうなりますか。

A 一般的に言われている、平成17年3月31日（16年度末）というのは、「市町村合併の特例に関する法律（合併特例法）」の期限のことです。この合併特例法は、合併することにより問題になると考えられる事項を解消す

るための特例を定めた法律です。具体的には

- ① 市となる要件の特例
- ② 地域審議会の設置（旧市町村ごとに首長の諮問により審議）
- ③ 議会議員の定数・任期に関する特例
- ④ 地方交付税の額の算定の特例
- ⑤ 地方債の特例

また、この合併特例法の期限内に合わせて

- ① 国では 国地方行政上の支援策の拡充
- ② 関係省庁の連携による社会基盤の整備支援
- ③ 国では 国地方行政上の支援策の拡充

- 県では
- ① 県単独の補助金制度の創設
- ② 県事業の重点実施
- ③ 県単独の補助金制度の創設
- ④ 県事業の重点実施

このようなことを考慮して、合併するのであればこれらの特例措置・支援措置のある期間内が有利だと言われています。

平成17年3月31日以降で

あっても、市町村合併については現行の地方自治法に規定があるため、合併は可能です。

市町村合併は住民生活に及ぼす影響が大きく、かつ地域行政の枠組を変えるという最も重い政策決定です。したがって、「市町村合併はまちづくりのためにする」という基本に立ち帰って、「合併によって何を実現しようとするのか」という理念を明らかにしていくことが大切です。

そのため、合併特例法の期限を一つの目安として、様々な角度から検討を進めて、慎重に判断しなければならぬと考えます。



お問合せ先

役場企画財政課企画係

☎ 985-4101
 ☎ 985-4148

E-mail:kikaku@town.masaki.

ehime.jp

http://www.town.masaki.

ehime.jp/